

山鹿植木広域行政事務組合  
地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

平成31年3月

# 目 次

第1章 計画の策定の背景 .....	1
第2章 基本的事項	
(1) 計画目的 .....	1
(2) 対象とする範囲 .....	2
(3) 対象とする温室効果ガス .....	2
(4) 計画期間 .....	2
第3章 温室効果ガスの削減目標	
(1) 温室効果ガスの排出状況.....	2
(2) 温室効果ガスの排出削減目標.....	3
第4章 目標達成に向けた取組	
(1)取組の基本方針 .....	3
(2)具体的な取組内容 .....	3
第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表	
(1)推進体制 .....	4
(2)点検・評価について .....	5
(3)公表について .....	5

## 第1章 計画の策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されております。地球温暖化の主な原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組が構築されました。そして2018年12月には国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）がポーランド・カトヴィツェで開催され、「パリ協定」実行のためのルール（実施指針）が採択されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

山鹿植木広域行政事務組合（以下、「本組合」という。）においても、事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し住民や事業者の行動の模範となるよう、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

## 第2章 基本的事項

### （1）計画目的

実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本組合が実施している事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

平成14年3月に「地球温暖化対策の推進に係る計画」を策定しましたが、計画期間が平成17年度で終了しているため、計画内容及び温室効果ガス排出量の削減目標等を

見直して、新たに地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定します。

## （２） 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、本組合が行う事務・事業を対象とします。

ただし、クリーンセンターは、平成31年3月で閉炉となり事務の廃止となるため、事務・事業の対象外とします。

なお、外部への委託（施設の管理運営を含む。）や請負により実施する事務・事業については、温室効果ガスの排出量等の把握の対象としませんが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとします。

## （３） 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出状況の把握可能な4物質①二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、②メタン（CH<sub>4</sub>）、③一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、④ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

## （４） 計画期間

実行計画の期間は、平成29年度を基準年とし、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

# 第3章 温室効果ガスの削減目標

## （１） 温室効果ガスの排出状況

平成29年度「温室効果ガス総排出量」の排出量（クリーンセンターを除く）

区分		単位	活動量	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
燃 料	ガソリンの使用	L	1,406	3,262
	灯油の使用	L	0	0
	軽油の使用	L	8,183	21,112
	ガスの使用	kg	22	66
電気使用量		kwh	1,267,266	586,744

自動車の走行	軽乗用車	km	0	0
	普通乗用車	km	7,473	67
	軽貨物車	km	1,438	9
	小型貨物車	km	5,225	15
	普通貨物車	km	7,779	35
対象フロン使用エアコン搭載車		台	5	72
し尿処理		m <sup>3</sup>	25,704	31,543
合 計				642,925

## (2) 温室効果ガスの排出削減目標

平成29年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成35年度の温室効果ガス総排出量を5%削減することを目標とします。

区 分	基準年度排出量 平成29年度 (単位：kg-CO <sub>2</sub> )	削減目標	目標年度排出量 平成35年度 (単位：kg-CO <sub>2</sub> )
温室効果ガス 総排出量	642,925	5%	610,779

## 第4章 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と軽油・ガソリン・ガスなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・自動販売機の内部照明は消灯します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

## ② 施設設備等の更新

新たに施設整備を導入する際や現在保有している施設整備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設整備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・電球のLED化を進めます。
- ・車両等を購入する際は、できる限り環境への負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・電動機のプレミアム効率モータ化を進めます。

## ③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

- ・電気製品等の物品の新規購入をする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

## ④ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・不用な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・電気ポットは必要なときだけ電源を入れ、それ以外はコンセントを抜きます。
- ・室温を夏場は28℃、冬場は20度になるようエアコン等の管理に努めます。
- ・クールビズやウォームビズを行い、空調機器の使用抑制を図ります。
- ・公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・アイドリングストップを行うことに努めます。
- ・タイヤの空気圧等適正管理を行い、車両整備に努めます。
- ・車両ごとに、走行距離・給油量等を記録し、適正な利用管理に努めます。
- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。

# 第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

## (1) 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、実行計画の着実な推進と進行管理を行います。

- ① 推進本部  
事務局長を本部長とし、実行計画の策定、見直し及び実行計画の推進点検を行います。
- ② 推進担当者  
各係及び各施設に1名以上の「推進担当者」を置き、実行計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、実行計画の総合的な推進を図ります。
- ③ 事務局  
事務局を総務課に置き、総務課長が実行計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行い、業務管理係がその補助を行います。

## **(2) 点検・評価について**

- ① 推進担当者は、年度終了後、温室効果ガス把握調査票により使用エネルギー量を点検します。
- ② 事務局は、各所属所の温室効果ガス排出量を集計・分析し、達成状況について点検します。
- ③ 事務局は、温室効果ガス排出量の集計結果を、組合全体・施設ごとに過去の実績との比較の観点から評価します。

## **(3) 公表について**

上記の点検結果(実施状況)については、ホームページ等により毎年度公表します。